

まちづくり推進部の方針書

部名	まちづくり推進部
部長名	加賀谷 秀 昭

1. 部の使命(ありたい姿)

地域の誇れる宝を活かし、市民が主役となって地域づくり活動ができるよう支援します。	
担当政策	政策6:やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます
担当施策	3-1:安心して暮らすことのできるまちづくりの推進 6-1:市民の主体的な活動の支援と地域づくり活動の充実 6-2:男女が尊重しあう社会づくり 6-4:市内外との交流連携の推進

2. 部の抱える課題(現状)

(1) 地域課題の解決に向け、地域運営組織を全ての地域に設置する必要があります。
(2) 地域の歴史や文化を活かしたまちづくりを継続的に推進する必要があります。
(3) 世界一を誇るマンガ原画をまちづくりに活かす仕組みが必要です。

3. 今年度の『スローガン』

市民の声に「できる発想」で向き合おう！

4. 今年度の方針

(1) 市民が主役となり、持続可能な地域づくりを支援します。
(2) 公共施設を適正に維持管理し、良好な市民サービスを提供します。
(3) 市民が地域の魅力を誇りに思い、イキイキと暮らせるまちづくりを推進します。

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	市民が主役となり、持続可能な地域づくりを支援する
	取組内容	①地域運営組織の設立に向け市民の理解を得るための機会を作るとともに、組織運営を支援します。 ⇒・職員の理解促進 ・ワークショップの開催 ・フォローアップによる成熟度の向上 ②地域課題を解決するため、地域住民が自ら行う地域づくり活動を支援します。 ⇒・相談窓口体制の充実 ・各種補助事業の活用促進
(2)	実現したい成果	公共施設を適正に維持管理し、良好な市民サービスを提供する
	取組内容	①雄物川・十文字地域局庁舎の建設を進めるとともに、公共施設の適正な維持管理に努めます。 ⇒・工事の安全な進捗管理 ・施設ごとの改修計画の策定 ・不具合個所の応急措置 ②FM計画に基づき、公共施設の統廃合について市民との合意形成を図りながら推進します。 ⇒・施設の利用者や関係団体との意見交換の早期実施
(3)	実現したい成果	市民が地域の魅力を誇りに思い、イキイキと暮らせるまちづくりを推進する
	取組内容	①増田まんが美術館が世界一のまんが原画の聖地であることを内外にアピールし、交流人口の増加を図ります。 ⇒増田の町並みとの連携による相乗効果の拡大 ・横手市全域への回遊性の向上 ②地域の歴史文化をまちづくりに活かせるよう、市民の理解と参画を促します。 ⇒歴まち計画事業の周知と推進 ・歴文構想策定への市民の参画促進

6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

- (1) 市民が主役となり、持続可能な地域づくりを支援する
- ① 地域運営組織の形成やレベルアップを図るため、ワークショップの開催、住民アンケートの実施、未実施地区へのヒアリングなどを実施したほか、職員育成のための担当職員研修会や、地域運営組織形成推進のためのファシリテーション研修を開催した。
- ② 地域づくり活動補助金も2年目を迎え、新規に5団体からの申請を含め115件に上り、制度の周知と申請者に寄り添った申請窓口体制の充実の成果が見られた。
- (2) 公共施設を適正に維持管理し、良好な市民サービスを提供する
- ① 雄物川庁舎や十文字多目的総合施設の建設については、今年度予定している各種工事を全て発注し、概ね計画通りの進捗となっている。また、各所管施設の修繕など、予算計上した事業については発注済みである。
- ② FM計画に基づき施設の統廃合が予定されている施設については、地域住民や関係団体との意見交換の準備を進めるなど、合意形成のための取り組みに着手している。
- (3) 市民が地域の魅力を誇りに思い、イキイキと暮らせるまちづくりを推進する
- ① 増田まんが美術館は4/20にニューラルオープン式典、5/1～5/5オープニングイベントを開催。9/23入館者10万人を達成した。また、内蔵での移動展示会の開催など街並みとの連携を図ったほか、全市民的回遊性の向上を目的とした「マンガ活用事業実行委員会」を設立した。
- ② 歴まち計画搭載事業に係る関係各課との協議の元、今年度予定の23事業に着手。また、昨年度より策定作業を進めている「歴史文化基本構想」策定委員会を開催しつつ、住民参加のまちあるきワークショップの開催や地域遺産調査を実施した。

7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- (1) 市民が主役となり、持続可能な地域づくりを支援する
- ① 地域運営組織の必要性については地域によって考え方に隔りがあり、特に人口の多い地域では組織化がなかなか進まない状況にあることから、地域を絞って集中的に地域住民との協議の場を設けるほか、担当する職員の関わりが重要であることから、引き続き研修会を開催し、職員の育成を図っていく。
- ② 地域づくり活動補助金の今年度の補助金申請は終了し、すでに来年度事業に対する問い合わせもあることから、事業の周知と丁寧な説明に努めるなど、市民に寄り添った支援体制を構築する。
- (2) 公共施設を適正に維持管理し、良好な市民サービスを提供する
- ① 庁舎建設については各種工事の工程管理と安全管理を徹底するとともに、旧庁舎からの引っ越しや施設の解体に係る段取りや、解体に伴う代替え施設の整備について検討を進める。
- ② 各所管施設については老朽化が進み修繕すべき箇所が多いため、次年度の普通建設事業としての予算確保を図るほか、利用者に安全・快適に使用してもらえるよう、施設管理を徹底する。
- (3) 市民が地域の魅力を誇りに思い、イキイキと暮らせるまちづくりを推進する
- ① まんが美術館の街並みとの連携については、内蔵での展示に留まらず、エリア内の商店を含む企画展開が必要であり、まんが美術財団や増田町観光協会を巻き込んで次年度開催企画の調整を実施する。また、マンガ活用構想実施計画について、今年度の振り返りと修正作業を実施し次年度へ繋げていく。
- ② 歴まち計画の次年度計画事業について、組織レベルでの事業調整が必要なことから、歴まち計画事業調整会議を開催しながら情報共有と方向性を確認していく。また、平成30年度より策定作業を実施している「歴史文化基本構想」が、文化財保護法の改正により、「文化財保存活用地域計画」として、法の下に位置づけられたことから、「文化財保存活用地域計画」に移行するための手続きを進める。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- (1) 市民が主役となり、持続可能な地域づくりを支援する
- ① 地区交流センター化については、金沢地区に横手地域局管内で初となる自主運営組織が3月26日の総会で誕生し、28公民館中17公民館で地区交流センター事業が開始されることとなった。しかし、これまで活動を開始している組織においてもその成熟度に差があり、目指す姿に到達していないことから引き続きワークショップを開催するなどフォローが必要である。また、公民館設置条例を残したまま地区交流センター事業実施要綱により事業を実施していることから、どちらの名称を使うべきか・紛らわしいとの声もあることから、令和2年度中に設置条例の在り方を検討し結論を示す必要がある。
- 地区交流センター未実施地区においては、山内地域、大雄地域において準備会が立ち上がり組織化に進んでいる他、他地域においても地域局と協働しながら地域に出向き、組織化の意識醸成を継続する必要がある。
- ② 地域づくり活動補助金など、地域づくりに利用できる補助金については、2年目となったこともあり大分周知は進んでいるものの、申請などの書類作成が難しいとの声もあったことから、地域局窓口において相談を受けながら一緒に書類作成を手伝う体制を取り申請支援を実施してきた。しかし、申請件数や申請額に大きな伸びがなく、特に地域づくり活動補助金の予算額に対する執行率は53.4%にとどまっている。このため、令和2年度は、地区会議の事務局となっている職員に対しても制度説明会を開催し、補助金活用について地域にアドバイスできる体制を整える。
- (2) 公共施設を適正に維持管理し、良好な市民サービスを提供する
- ① 雄物川地域局並びに十文字多目的総合施設建設事業においては、請負業者との連携により、今年度実施予定の工程は概ね順調に推移している他、事故やトラブルもなく進めることができた。令和2年11月の供用開始に向け引き続き綿密な工程管理を実施するほか、引っ越し作業や条例改正、旧施設の解体工事などの周辺環境整備も進める必要があることから、早め早めの段取りが必要となる。
- ② 各所管施設については老朽化が進み不具合箇所も多くなってきており、特にFM計画における「維持」「譲渡」「統合減」となっている施設では大規模改修ができないことから、小破修繕により安全性を確保している状態である。このことから日頃より日常点検をこまめに行い早期発見早期修繕に心がけ快適に利用できるよう努める必要がある。
- (3) 市民が地域の魅力を誇りに思い、イキイキと暮らせるまちづくりを推進する
- ① まんが美術館については、令和元年5月1日のオープンから、12月1日には入館者が年度目標である12万人を達成し、3月22日には14万人を突破するなど順調に推移している。しかし、秋までは増田の町並みの入り込み客数も2割程度増加していたものの、冬場になってからは相乗効果が薄らいだ。町並みでの原画展も2回開催したり、蔵の日に併せて共通チケットの取り組みも実施したが大きな伸びにはつながらなかった。
- 文化振興課が事務局となり、増田地域課、増田町観光協会、増田まんが美術財団による打合せを月2回開催し連携を図ってきているので、引き続き取り組みの強化が必要である。
- ② 平成30年度から策定作業に着手している「歴史文化基本構想」については、平成31年4月1日の文化財保護法の改正を受け、今年度の策定作業から「文化財保存活用地域計画」への移行を視野に策定作業を進め、文化庁の指導を仰ぎながら骨子となる部分について取りまとめることができた。
- 令和2年度は地域計画として具体事業部分の計画策定となることから、これまで以上に関連部署との連携が必要であり、令和3年度上半期の事業認定を目指す。